

# 港区と北里大学との連携協力に関する基本協定書

## (目的)

第1条 この協定は、港区及び北里大学（以下「両者」という。）が、互いに有する資源を活用し、積極的に連携協力することにより、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

## (連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するため、教育、文化、地域振興等の分野において、次に掲げる事項を誠意をもって連携協力するものとする。

- (1) 両者の知的、人的及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 両者が共同して行う事業の推進に関すること。
- (3) その他両者が協議により必要と認めること。

2 前項に掲げる事項の具体的な内容は、両者協議の上で定めるものとする。

## (連携協力の推進)

第3条 両者が行う連携協力は、当該案件に応じた両者の担当部署において計画的かつ積極的に推進するものとする。

2 前条第1項に掲げる事項の円滑な推進を図るため、港区・北里大学連携推進委員会を設置するものとする。

## (経費)

第4条 第2条第1項に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、両者協議の上で定めるものとする。

## (協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、両者のいずれから別段の申入れがないときは、更に3年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

## (その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議の上で定めるものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

平成26年4月21日

東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区

区長

武井雅昭



東京都港区白金五丁目9番1号  
北里大学

学長

岡安勲

